（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

４　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

５　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条　審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第五条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

４　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

６　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第六条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第七条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第八条　審議会の庶務は、消費者庁食品衛生基準審査課において処理する。

（審議会の運営）

第九条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（委員の任期の特例）

２　この政令の施行後最初に任命される委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、令和七年一月二十四日までとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十七号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、五五八人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一五、五六四人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
デジタル庁	五四六人	
復興庁	二一八人	
総務省	四、八四一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五五、五三五人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六二人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、六六七人	うち、一七五人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七三、三八八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、二〇一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三三、七五九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	一九、五八三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、〇八〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	六〇、一七〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、三八五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二一、二五一人	うち、二一、二二六人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇六、七四六人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇四九人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	九二七人	事務総局の職員の定員とする。